

平成18年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成18年6月9日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第38号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第39号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第40号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第41号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 発議第2号 出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書について
- 日程第13 発議第3号 道路特定財源制度の見直しに関する意見書について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査
- 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件の調査

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

- 追加日程第1 発議第4号 出資法人に関する特別委員会設置決議について
- 追加日程第2 出資法人に関する特別委員会委員の選任
- 追加日程第3 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎

7番	浅野 楔 雄	8番	堀 孝 正
9番	桜木 ゆう子	10番	小川 勝 範
11番	小寺 徹	12番	藤橋 礼 治
13番	山本 訓 男	14番	広瀬 捨 男
15番	星川 睦 枝	16番	棚瀬 悦 宏
17番	土屋 勝 義	18番	澤井 幸 一
19番	西岡 一 成	20番	山田 隆 義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松野 幸 信	助 役	福野 寿 英
収 入 役	河合 和 義	教 育 長	今井 恭 博
市長公室長	広瀬 幸四郎	総務部長	関谷 巖
市民部長	青木 輝 夫	都市整備部長	水野 年 彦
調 整 監	中島 隆 二	水道部長	松尾 治 幸
教育次長	福野 正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田 正 利	書 記	広瀬 照 泰
書 記	棚瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

本日お手元に配付しましたとおり、3件の議案を受理しましたので報告します。

1件目は市長から、議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）、2件目は松野藤四郎君から、発議第2号出資法等の改正で上限金利の引き下げ等を求める意見書について、3件目は浅野楔雄君から、発議第3号道路特定財源制度の見直しに関する意見書についてでございます。これらの議案は、後ほど議題にしたいと思います。

また、議会運営委員長と文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。これらも、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第38号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第38号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第38号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第38号は可決されました。

日程第3 議案第39号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第39号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第39号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第39号は可決されました。

日程第4 議案第40号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第40号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

日程第5 議案第41号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第41号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

市の市税条例改正案に対して2点にわたって質問し、私の理解でいいのかどうかということを含めて、回答をお願いしたいと思います。

まず第1点目は、市民税率の変更の問題でございます。

提案では、税源移譲によって3兆円が地方へ税源移譲されると。それに伴う地方税の税率を一律10%にフラット化すると。そのことによって、現在、課税所得額200万円以下の方については5%アップをする。また700万以上の方については3%下がるという内容になっております。しかし、一方では国の財源である所得税税率が、区分が6段階にふえて、課税所得額195万円以下が、今まで10%が5%下がる、さらに695万円以上の方、上3区分あるんですが、その3区分は3%上がるということになって、所得税と住民税の合計する税負担額は、住民にとっては増加をしない措置をとったということになっておると聞いておるんですが、そういう理解でいいかどうかということ、一つ確認をしたいと思います。

さらに、ここの中で人的控除の額が所得税と住民税は違う。所得税が38万円、住民税は33万円、差が5万円あるために、税率の5%を掛けて2,500円を住民税から減額するという措置をとってあるということ、いいかどうか。

さらにまた2点目は、課税所得額が所得税と住民税で差がございます。区分の中で所得税は195万円以下になっておりますし、住民税は200万円以下ということで、ここでも5万円の差

が出るわけであります。その差のはざまにかかる人たちに対して、5万円の5%、2,500円の住民税を減額する、そういう措置をとって変わらないという形になっておるといふことではないのかどうか、一つ確認をしておきたいと思ひます。

さらに、住民税が増加することによつて国保税の負担、保険料の負担に影響するののかどうか。それについて質問をいたします。

大きい2点目で、地震保険控除制度が創設されるということになっておりますが、提案では損害保険料控除が廃止されて地震保険制度が創設されるということでございますので、火災保険だけに入つてみえる方については、今後は控除の対象にならないと。地震保険単独で加入することはできないですから、地震保険と火災保険を含む損害保険に入つておつて、その保険のみ控除がされる、保険料の2分の1、最高限度2万5,000円という制度になつたと、そういうことで理解をしていいののかどうか、お尋ねをいたします。

以上、2点について質問いたします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず、ただいまの質問で、1点目の税率の一律フラット化の関係でございますけれども、御指摘をいただきましたとおり200万円以下の所得の方は5%アップということになります。700万円以下の方は、これまで13%であったのが県税を含めまして1割ということになりますので、御指摘のとおりでございます。3%ダウンということでございます。

そして、所得税との関連で、住民税と所得税を合わせて増税しないということでございますけれども、今回の税源移譲に当たりましては、個々の納税者の税負担が極力変動しないよう、最大限の配慮をしたということ、税法の基準といったことが言われております。所得税と住民税の均衡を保つといひますか、そういったことで、所得税を減額して住民税を若干ふやしたということ、所得税から住民税へ移行したということ、プラス・マイナス・ゼロという配慮がなされておるといふことでございます。

そして、人的控除の関係の御質問でございますけれども、所得税につきましては基礎控除38万と、住民税につきましては33万でございますので、その差額5万円でございます。これまで控除がなされていたものが住民税に移行することによつて控除が受けられないということではいけませんので、住民税においてもそういった控除がなされるように配慮がなされておるといふことでございます。

そして、地震保険の創設の関係でございますけれども、新たに地震保険が創設されたわけでございますけれども、それじゃあこれまで火災保険に入つていた人はその控除を受けられないかということでございますけれども、決してそうではございません。長期に払い戻しのある保険に加入されている方は、これまでどおり保険料控除があるということでございます。ただし、1年短期で掛け捨てで火災保険に入つてみえる方はなくなるということでございます。

国保税については、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。今、即答だけはちょっと避けさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 国保税について、この地方税の改正でどうなるかということでございますけれども、やはり控除金額が変わってくれば、そのように国保もついて回りますので、この地方税法の改正によりまして変わってくれば、当然ついて回るものだと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 国保税にも影響してくるということでの答弁ですけれども、国の措置は、要するに地方税が上がっても所得税を減額して変わらないという措置の一環としてやられておるわけですね。そういう場合、この地方税の改正によって国保に影響し、それが増額になればそれは影響しないように措置をする条例改正案も当然出てこないかと思うんですが、その辺の措置も考えてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 控除額が、端的に言えば上がるということになると思っていますので、国保税が逆に下がるということになるかと思えます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第41号を可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議案第41号は可決されました。

日程第6 議案第42号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第42号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議案第42号に対する反対討論を行いたいと思います。

第41号も反対するつもりでしたが、ちょっと賛成討論に聞こえたので討論の機会を失ってしまいました。

それでは、まず概略的な話を簡単にさせていただきますと、この三位一体改革の04年から06年までの3年間で、補助金と、それからそれに対する税源移譲の財政措置との関係についてトータルでまず見ておかなければいけないと思うわけでありまして。3年間では補助金が4.6兆円以上カットされております。これが03年度の前倒しカット分の0.6兆円を含めると5.2兆円のカットになっております。では、これに対して税源移譲で財源措置がどうなされているかといいますと、税源移譲で3兆円、交付金化で0.8兆円で、地方に対する全体的な財源措置は合わせて3.8兆円ということになっておるわけでありまして。そうしますと、この3.8兆円と5.2兆円を比べてみますと、差し引き1.3兆円近い地方財源が削減されているということが、この03年から含めると4年でありましてけれども、そういう全体の行動になっている。この一番大もとの行動をきちんと踏まえた上でそれぞれ個別の施策を考えていかないと、一つ一つの施策では調整措置をすとか、緩和措置をすとかいうことでそれにとらわれてしますと目先が奪われてしまう。そうではなくて、全体的に国民の生活の負担増がどうなっているのか、地方の負担がどうなっているのかという観点をしっかり踏まえておかなければならないというふうに思うわけでありまして。

この国民健康保険税の問題につきましても140万から120万と、20万下がる、そのことを暫定的に調整、あるいは緩和措置をすということ、2年間だけの措置であります。2年間を過ぎれば、要するに年金の控除は確定をしてそのままいってしまう。そうしたら、その時点から考えたら一体どうなるのかということなの。だから、そんな目先の国民を惑わすような施策をして、それで支配が続けられると。国民をばかにしたような態度では、これはもって許しがたい。そして、今言ったように一つ一つ個別の問題だけでなく流れとして見ると、老年者控除についても50万カットされている、今の年金の控除が20万引き下げで70万、今まで税金を払わなくてもよかった人が7万円の税金を払わなければいけなくなってくるというような負担

増があったわけですね。それから、さらにこれから何が行われるかという、要するに定率減税の問題ですね。定率減税の問題にしても、06年の1月から所得税、これは1兆2,520億円あります。さらに、住民税で3,880億円、今年度の6月からですね。合わせるとどれだけになるかといいますと、1兆6,400億円の負担増になります。さらには、07年度には定率減税が全廃されます。これが所得税で1兆3,060億円、住民税で4,274億円、合わせて1兆7,334億円。これだけがなくなるわけですね、所得税で20%、住民税で17.5%。

片一方の、じゃあ法人税の問題については、これも99年に定率減税が導入されたときに、臨時的措置ではないんだということを言いました。法人税を下げることにしても、臨時措置ではない。結果的には、今回法人税については恒久的な措置としている。しかし、国民の負担の側については、まさしく恒久的措置ではなくて臨時的措置として廃止をしていく。こういう数年たったそれをほごにしてしまう、目先の、ペテンですね。日本国民も、フランスやヨーロッパの国民と違って非常にお人よしですから、こういうふうに目先で振り回されてだまされても、それでもにこにこ笑ってついていくという国民性に対していかなものかと思えますけれども、いずれにしましてもそういう国民をいいことにして、国家が約束を、平気でだましてしまうと、こういうことに私は、国政の場ではありませんので、国会で変えることはできませんが、地方からでもそういうばかげた施策に対して異議を申し上げておかないと、これでは政治の未来はない、国民は暗たんたる日々を暮らさなきゃいかん、そういうことから41号も関連しますけれども、基本的な立場を申し上げながら、反対討論にかえさせていただきたいと思えます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

議案第42号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数であります。したがって、議案第42号は可決をされました。

日程第7 議案第43号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第43号瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案は、指定管理者制度の導入に伴う条例の改正ということでございますけれども、それに関連をいたしまして質問をさせていただきたいと思っております。

新聞報道によりますと、このうすずみ研修センターが入っている施設そのものが大変な赤字になっておるといふような報道があった記憶がございます。今、その数字は忘れてしまいましたけれども、そこでお聞きをしておきたいんですけれども、平成16年度、さらには17年度のこの赤字、額についてどうなっているのか、そのことについてお聞きをしておきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 御質問でございますが、17年度の事業報告分はまだちょっとうちに届いておりませんので、これについてはちょっと把握しきれないところがございますが、16年度決算のときにおきましては、約1,900万くらいの赤字だというふうに承知をいたしております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 16年度で1,900万円ということでありまして、17年度は報告が来ておりませんということですが、これは聞いてみられたんですか。こちらから聞いて、現段階でわかっておる状況を御報告いただければと思っております。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 支配人とマネジャーにも私お会いをしました。そのときのお話ですと、特に去年度くらいから大変な企業努力をしてみえるようでございます。そういった点で、赤字は前に比べて減ってきているというふうなお話をお伺いいたしました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 赤字は前に比べて減ってきているということでありまして、じゃあそれをお聞きするときに、赤字はどの程度減って、どの程度の赤字になるかということは当然お聞きになったと思われまますので、それを御報告いただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 金額については、私お尋ねをいたしませんでした。いずれ事業報告等が参ると思っておりますので、その時点ではわかるかというふうに思っております。金額の額そのものは、ちょっと私尋ねませんでした。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 金額ははっきりしていないという結果的な話でございますけれども、やはりこの研修センターには1億円を投資しておるわけでございますから、その館全体の運営につきましてもどの程度の赤字なのか、そのことを具体的につかんでいく、そういう厳しさ、シビアな姿勢というものがなければ館全体の運営、あるいは研修センターの利用等々が非常に低迷をしておるといえることがあるならば、そういう姿勢は住民の税金を有効に使う、そういう行政の側の姿勢ということではないというふうに私は思いますが、その点いかがですか。単なる額だけの問題じゃなくて、姿勢にかかわる問題ではないかということをお願いしたい。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） このうすずみ研修センターのことにかかわりまして、今御指摘がございましたけれども、この研修センターは、うちの持っているものであるわけでございます。これにかかわる、特に広報等の不足といいますか、それは担当部局である私たちの努力不足だというふうに思っております。広報というふうに申し上げましたけれども、実はこの研修センターの使用料にかかわりまして、瑞穂市民、あるいは瑞穂市に住所がある事業所については、利用料が優遇されております。また、団体によっては減免をされるという制度もございます。そういったことにかかわっての広報、そういったものがやはり足りなかったなあということ、今非常に強く反省をいたしております。

昨年の4月の広報に、このうすずみ温泉利用の案内ということは広報で載せていただきました。一つの例としまして、入浴料につきましては800円のところが500円で入浴ができるということ、これは付随した方の優遇措置にかかることでございますが、それから宿泊料金も実は1割引で泊まることができるといった優遇措置みたいなものもあるわけでございます。そういった1点目の方の研修センターの使用料にかかわって、実は減免措置がありますよというような内容の広報、それから付随した優遇措置としてこういった入浴料、あるいは宿泊料についても優遇措置がありますよといったことの広報が足りなかったというふうに、これは反省をしておるところでございます。

実を言いますと、これが各新聞に折り込みで出されたものでございます。これがこのランドの、言ってみれば企業努力の一つということで、実は今年度、瑞穂市役所からうすずみ温泉へ月に1回、2月、3月、4月、5月、6月、7月、一応今書いてあるのはそこまででございますが、月に1回無料バスを出しますよと、そういう企画をされました。これにかかわりまして、私もちょっと驚いたんですが、3月のときはたしか46人このバスに乗られたそうでございます。月1回の催しでございます。それから4月のときには61人ということで、1台で足りなくなって、急遽バスをもう1台工夫をしたと。それから、5月は44名の方。

ランドの方もこの数字については随分驚かれた。ということは、きちっと広報をすれば、や

はりニーズはある。それから、あの研修センターそのものも、非常にいい施設だと私は認識をいたしております。ですから、そういった点からいいますと、やはり私たちの努力によってこれはまだ利用数は上がっていくのではないかと。今までの経緯を見ても、一番多いときは、このセンターを利用してくださった方が約 1,500名ほどになります。今年度の例で申しますと、利用者数56団体 714人の方が今この施設を使っておっていただく。その中で瑞穂市民がどれくらいかということも一応確かめたわけでございますが、3月までの集計はちょっと無理でしたので、4月から12月の9ヵ月間は109人ということでございました。中をお聞きしますと、自治会さんがお使いになっている。あるいは、老人クラブの方がお使いになっているということでございます。

減免の方につきましては、例えば一番大きい研修室を終日使えば、普通の瑞穂市民は2万5,200円ですね。きちっとした減免の手続きをとっていただければ5,000円になると、そういった優遇措置もあるわけでございます。そういったことで、私どもはちょうど条例の改正をいい機会にしまして、そういった面での市民の方々への広報みたいなものにも努力をしたいというふうに思っている次第でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は本議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

今、教育長の方からそれぞれ研修センターの利用状況等々について御報告をいただきました。新聞に折り込まれたチラシを踏まえながら広報活動を強化すれば、利用者もふえると。結果的には、去年の赤字よりは減ったと、そういう努力の結果ですね。そういうふうなことだから、恐らくこれからもよくなるだろうというふうな方向性のお話であったというふうに思いますが、私はそのような程度の努力では、うすずみ温泉まで出かけて研修センターを利用する市民がふえるとは思えないであります。この間の経過を踏まえれば、そう思わざるを得ない。ずうっと一貫して主張してきておりますけれども、1億円の投資が結果的にはむだになってしまう。だから、赤字でえらいことにならないうちに、もう引き揚げた方がいいというのが、実は私の考え方でございます。

自分自身がもう年をとってきて、さあ温泉に行こうかな、ちょっと休みができれば行こうかなあと思ったときに、率直に申し上げまして、瑞穂市が1億円投資をしておろうがどうである

うが、うすずみ温泉まで行くという気には私自身はならない。それよりも、池田温泉の方が近いかな。池田温泉は山の中じゃないしなあ、ちょっと車で行けば行けるなあというような距離感みたいな感覚が私にはあるんです。皆さんは知りません。執行部も知りません。ですから、1億円投資するんであるならば、池田温泉の割引チケットとか、そういうふうなことで何かの市の援助をしていただいた方がまだましだというふうに思っておるんです、個人的にですよ。ですから、私はそういうことを申し上げておきますので、これから先じゃあ教育長のおっしゃるような方向に1年後なるのか、2年後なるのか、3年後なるのか、そのことの総括をその時点でしっかりしていただきたいというふうに思います。私は以上のような立場でございますので、この指定管理者制度導入に伴う条例改正云々という以前に、その大もとのところでもう撤回しなさい、撤去しなさいというのが主張でございます。

以上、簡単であります。本議案に対する反対討論にかえさせていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗、翔の会ですけれども、今回の議案第43号につきましては、指定管理者制度に伴う条例改正ですけれども、うすずみ研修センターのできた経緯とか経費の件についていろいろ反対討論が西岡議員からあったんですが、つくった経緯を踏まえまして、今後すばらしい運営を執行部に努力してもらうことについて、この議案について賛成討論とさせていただきます。直接議案とは関係ないんですが、今後もこの運営につきまして最善の努力をしていくことを期待して賛成討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第43号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議案第43号は可決されました。

日程第8 議案第44号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第44号瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 翔の会、3番、若園五朗です。

今回出ている議案44号の改正の中で、介護予防サービスというのが大きな改正でございます。この中に厚生労働省が介護保険制度改革のスケジュールということで、平成12年4月から介護保険法を施行してきまして、今回のこの介護保険法の改正の経緯ですけれども、平成17年6月22日に参議院の厚生労働委員会で議決がされております。それに伴って平成17年6月22日に改正介護保険法案が成立している経緯がございます。そうした中で、実際にはこの予防介護事業は、現在総合センターの中に地域包括支援センター、そこには保健師、介護士、そしてケアマネジャー等もその法律に基づきまして、もとす広域の方から負担金を払って3名が常駐し、介護予防を今実施しているところでございます。

今回、私の言いたいのは、広域に、予防介護につきまして2月定例会で議決している予防介護、大和園でも同じような事業をやっているんですが、2月定例会で出されて議決しているところでございます。3月定例会にもこの条例を出していただく機会もあった。そして、4月26日に臨時会もありましたので、地方自治法によりますと、議会を招集するいとまのないときには専決処分できるという自治法の179条がございます。今回の6月定例会の前にも専決処分しておいて、専決処分の報告をしてもらいたかったというのが私の考えでございます。一連の介護保険制度改革が、厚生労働省が第4期事業計画、この介護保険の大きなねらいのものと介護保険が上がらないように予防事業をやろうというときに、今出てくるのは非常に書類上情けないなあと。

そこでお尋ねしたいんですけれども、なぜもっと早くこの書類が専決処分とか4月臨時会、あるいは3月定例会に出せなかったかということの確認をさせていただきたいと思います。

実際には、予算は4月1日から執行しているわけでございますので、3月定例会の議案の文字等のことも出ましたが、そういう各課、部長、担当者も、もっともこの介護保険法の重要性について認識してもらえばこんなことはなかったんじゃないかと私は考えております。また、6月広報にも地域包括支援センターということで、具体的にこういう介護予防プランとか、あるいはもとす広域連合でも、今度要支援が1、2、ふえたことによって要介護の区分が変わったというチラシも出ております。また、第3期介護保険事業計画ということで、広域の方もこういうふうに出ております。担当者もしっかりこの内容を把握していただければ、今回の条例の提出が出てくるのはいかなものかというふうに私は解釈します。

市民部長、私の質問について回答をお願いします。もっと早くなぜ出せなかったか、そして

事務手続がなぜおくれたか、その2点について確認します。以上です。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 適用時期でございますけれども、若園議員は、前職員であったから法政執務のことはある程度わかってみえると思いますけれども、適用につきまして方法が二つあるだろうと思います。前もって適用を定めておく、それからもう1点は、後から遡及してやる方法の二つございます。その二つの中で、遡及適用につきましては、いわゆる住民の負になる、マイナスになるようなものはだめですよという大原則がございます。今度の場合、この包括支援センターで予防サービスをするということは、住民に対して負になるということはございません。プラスになるということです。そういう意味で、状況を見きわめながら進めていくということで遡及適用をしたということでございます。

そしてまた、先ほど4月に議会があったからということでございますけれども、この介護保険にまつわる法律・規則等で国の方からいまだに訂正が来ています。まだ四、五日前にも訂正が来るような状況でございます。ある程度私どもも国の動きを確かめてから正規の条例、また適正な動きをしていきたいという考えでこの6月にしたわけでございます。そして、現場はどうかといいますと、やはり住民のためになるということならば、いわゆる指導的なものでございますので、横だし、上積みのような格好になりますけれども、それはサービスとしていけて、現場の方には指示はしてございます。4月からやっておりますので、もう五、六件はそのようなサービスはしていると思いますけれども、私どもは住民に不利益なことを与えたくはないということで、全体を眺めながらそのようなことになったわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市民部長から、不利益のないものなどについてはこういうふうによくくりと出していくというような答弁があったんですけれども、しかし実際には厚生労働省がもうこういうパンフレットをつくって、介護保険の改正概要までつくって、大きなポイント、この改正の中で、介護保険がかかるもんで、早く予防事業をやって、少しでも緩和しましょうという大きな政策なんですね。ただ、通達が遅いとか、文書がまだ来ていないという解釈じゃなくて、国全体の、介護保険法の中の大きい金を使わん方法で予防事業をやっていこうという中で、確かに専決処分のあり方、あるいは今やっている条例の提出案はあるんですけれども、なるべくある程度事務的なことは、逆に言えば瑞穂市は今のやり方でいいかもわかりませんが、実質広域でとかほかの市町は、それなりに早く出しておるんですよ。専決処分については不利益とか、そういうことがないからよくくり出すんじゃなくて、同じ国の施策、県の施策、あるいは市の施策が実際動いておるんだったら、動いておるように早く出しておかないと、不利益をこうむらないから、9月、12月定例会に出してもいいかになる。むしろ、早くこういう資料なり

条件が周辺に整備されている、方法も出ておる、広域も出ておる、いろんなところがもう職員も配置して福祉センターでやっておる。そういうことに対して議会の後出しということはどうですかねえ。要するに、僕ら議員として、専決処分の報告を議決するのと条例を可決するのとどうなるんですかね。不利益にならなければどんどんおくれるんですかね。職員の給与とかそういうことについては、完全に臨時会を開いて遡及適用するんですけど、瑞穂市のつくる介護保険予防じゃないんですよ。全国、県、市があって広域も動いておる。ましてや連合長は市長なんですね。こんなものをほかにもし出したら、連合長のおひざ元で何でこんなものを出してくるんやと。もっと3月の定例会に出して、もっと専決処分をやってこいと言われるんですよ。専決処分の不利益のことについての扱い方については僕よくわかっていますが、別に執行部を責めているんじゃないんです。お互いに間違いじゃなくても、みんなできちっとやっていこうと僕は言うてるんやね。お互いに執行部と議会がまとまって、いろんなふうに四輪の輪と一緒に回っていかなあかんですからね。ただそういうことで、今後こういう施策についての大きな柱の中でやっておるのを、ゆっくり出してくるんじゃなくて、早く出してほしいことについて要望します。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第44号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議案第44号は可決されました。

日程第9 議案第45号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第45号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第45号は可決されました。

日程第10 議案第46号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第46号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第46号は可決されました。

日程第11 議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長、松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議案1件を追加上程させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,600万円とするものであります。名誉県民、名誉市民、松野幸泰氏が5月22日に逝去されました。その県民葬が県で企画されていますので、市としても追悼の意をあらわし、市民葬を合同葬として行うべく、その費用を計上するものであります。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

今回、提案されております追悼式に対する予算計上でございますが、県と合同でやられるという提案でございます。そういう点になりますと、費用は折半で、合計1,200万円の予算でやられるということになるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに、その予算計上をされた根拠は、今までのこういうような経緯があって、何か参考にしてこういう財源を提案されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、費用は折半で行うかということでございますけれども、折半ということでございます。おおむねということでございます。

そして、参考にしたかということでございますけれども、これまでに昨年の4月に名誉県民でございます加藤卓男さん、そして平成15年の9月に行われました土屋名誉県民、平成10年の1月に行われました古田名誉県民のこれまでの実績について参考にさせていただいております。

加藤卓男さんは多治見市の名誉市民であるということ、そして土屋さんは大垣市の関係です。追加をさせていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 意見を申し上げたいと思います。

私は追悼式については異議ございません。やるべきだと思いますし、そういう点で私は華美にならんように、ぜいたくにならんようにぜひ実施してほしいということでございます。市長は以前、敬老会の予算をたくさん補正予算で組んだんですけれども、華美にならん、ぜいたくにやらんということで大分縮小された。今度は市長の身内のことであります。そういう点では言いやすいわけですから、実行委員会の方へぜひそういうことでぜいたくにならんように、予算は組んであるけれどもなるべく安くやれるようにということで、ぜひひとつやってほしいということを意見として申し上げます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第47号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議案第47号は可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時23分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、発議第2号出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 6番 松野でございます。

皆さんのお手元にありますように、発議第2号出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書について、提出者、松野藤四郎並びに賛成者、安藤由庸さんをもって意見書を提出しますので、よろしく御審議を願いたいと思います。

中身につきましては裏面に書いてあるとおりでございますが、趣旨としては、やはり連日マスコミでいろいろ取り上げておられるように、現在多重債務者というのは全国に200万人近くも見えるということで、本当に経済破綻による自殺者についても9,000人にも上るということで、交通事故等による死亡者を超えているという現状でございます。さらに、多重債務者問題がホームレス、あるいは離婚、児童虐待、凶悪犯罪等の被害を引き起こす要因にもなること等いろいろある関係、深刻な社会問題であると言わざるを得ないというのが現状でございます。また、一般市民がやっぱり安心して生活できる消費者市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のため、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要ですということでございます。

この出資法の上限金利については、施行後3年をめどに見直すこととなっております。したがって、その具体的な時期としては平成19年1月ごろになることから、法改正に向けて今が最も重要な時期にあると言えますので、皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願い申しまして、意見書の趣旨内容といたします。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 議席番号2番、会派翔の会所属、篠田でございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、ただいま提出されております出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書について、松野議員にお尋ね申し上げます。

ただいま趣旨説明でありましたお話は大変よくわかりますが、この案件におきまして、現在国会の中におきましても、各政党においていろいろな議論がなされているところだと認識しております。その中におきまして、出ている意見等を参考にさせていただくと、適正なる金利をもって行わなければ、やみ金融等がふえて、なお一層おかしな状況になるんじゃないかということが議論なされていると認識しております。そのような中、43条、確かにこの提出案件の意見書を見ておればそのとおりかなというふうに認識はするんですけども、ここら辺のことについてさらに詳しく御説明を求めるとともに、もしこれを行うことによって貸金業の方々が営業をなさらずに、先ほども言ったような法律に縛られないイレギュラーな方々が多く発生、それによってなお一層生活に困窮する方がふえるおそれはないのでしょうか。そこら辺についての見解を求めます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） ただいま篠田議員の方から御質問がありましたが、国会の中でのお話については私存じておりませんので、私の知り得る思いを述べさせていただきます。

この金利という問題、要は利息制限法の15%、例えば100万円以上借りる場合は15%という制限があるんですが、今サラ金等で言っています29%何%じゃなくて、やはり利息制限法のせめて15%ぐらいにしてほしいというのがまずの思いでございます。

あと43条のお話をされておりましたですね。この43条というのは貸金業法の43条でございますが、これは債務者が利息制限法の制限を超える利息を任意に支払った場合、貸金業者が法定の契約書面、あるいは受取書面を適切に交付していた場合にこれは有効とみなすというふうになっておるんですが、しかし厳格に言いますと、この利息制限法の例外を認める、いわゆるみなし弁済規定の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出していると。本当は、お金を貸し借りするのに契約書とかいろいろなものをそろえてやるのが普通ですけども、そういうものをなしでやっておると。そういう意味も含めて、高金利の20何%ですか、そういったものがあるから、利息制限法の15%にしてほしいよという思いのことだというふうに思っていますが、ちょっと認識不足で申しわけないんですが、御了解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今、松野議員の答弁により言われている言葉の意味はわかりますけれども、本当にそれが国民に対して優しいことであるのかどうなのかしっかりと議論をする中に、な

ぜその人たちがそのような目に遭わなければならないのか。本当に単に金利を下げることだけが、そういう人たちを救済することになるのか。また、この記の3番にあります質屋さんの営業法を改正し、36条の云々かんぬん、これはどうしてこういうような例になっておるのか。もちろん、銀行等でお金を借りられるのであれば、このような営業店舗は必要ないかもしれませんが、本当にお金が困ったときに、簡易に借りられるシステムというのが質屋さん等ではなかったでしょうか。そうしたときに、この質屋さんの、例えば営業権を保障する、担保するがゆえにの質ぐさであり、また金利が設定されておったんじゃないでしょうか。

こういう条項を廃止することによって、子供が急に熱を出した、病院に行かなければならない。しかしうちに手持ちがない、銀行の営業は終わっておる、どうしようかといったようなときになど駆け込んで、本当に町のお助けとしてあったのがこのようなところではないでしょうか。そういうこと等々を考えると、安易に今この瑞穂市の議会においてこの意見書を採択し、なすことが本当にいいことかどうか私は疑問を感じ得ません。今の説明の中にも、「私はあまりよくわかりませんが」というお言葉がありましたけれども、やっぱり議会在議決するという事は、しっかり議論をして、お互いが納得をして、意味を踏まえてやっていくことではないんでしょうか。よくわからないけれども、何か言葉が優しいから議決してもいいよと、そういう性質のものではないと私は考えます。松野議員の見解をお伺いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 質屋法のことをお尋ねでしたね。この質屋営業法というのも36条ですが、これは年利109.5という非常に高い金利ですね。これは質屋へ物を入れて、この返済期限、3ヵ月を過ぎると、返済不能の場合は質屋の権利になってしまいますね。そういったものがあるんですね。質屋に入れたということは、結局はその債務者はお金を持って行って戻すということがなかなかできない状態ということです。質屋へ入れるということは、何らかの原因で入れられるんですが、その担保になっておるものを3ヵ月以内に戻すということはできません。したがって、それがもう結局質屋のものになっちゃうということなんですね。そういった質屋の高金利というものがあるから、そういったものも、先ほど言ったように15%、ああいった数字のところを持っていくようにということで、要は質屋に入れますと債務者はよう買い戻すことはできないという状態ですということがまず第1ですね。で高金利、109%ということがありますので、とても呼び戻すことができない状態になっていると。質屋は返済期限を3ヵ月と定め、返済不能の場合は融資金のかわりに持ち込まれた品物の所有権を質屋に移すことで、貸借関係を清算するシステムということになっているんですね、結局は。

自信のないようなことを言っておるんですが、出した以上責任あるんですけど、賛同者の安藤議員にもいろいろ助け舟を出していただいて、この意見書を通していただきたいというふう

に思っておりますが。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 9番 桜木でございます。

私はこの発議第2号に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

一見見ますと、非常に優しいような文言ではございますが、よく考えてみましたら本当に腹立たしいというか、私もこの多重債務者のたくさんの方を知っておりますし、また助けてもきました。この金融業者と本当にけんか腰で立ち向かいまして片づけてまいりましたけれども、債務者の方にも大変疑問点がありまして、篠田議員もおっしゃってございましたけれども、本当に借りる人が全くもってモラルもなければルールもなければという人が多いです。ですから、金利が安いから返そうかというのではなくて、高かろうが安かろうが、もう返さない。返せれない。もう借りるところに原点が間違っているんですよ。ですから、これははっきり言って、もっともっと高くしてもらった方がいいかもしれないと思うぐらいで、本当に生活に困って、先ほども質屋さんのことが言われておりましたけれども、そういった今当面のお金が、あしたになったら入るけれども、あさってになったら給料が入るけれどもという形で、一時的に足りないという場合においては、これはどんな方法でもあります。だれでも貸してくれます。そうじゃないんですよ。返す当てがないのに借りているわけですね、こういう人たちは。ですから、当然のように多重債務になっていくわけですね、次から次と。だから、本当に私はこういう金融業者というのはもうなしにしてもらいたいぐらいですね。そういう意見書だったら賛成をさせていただこうかなと思っておりますけれども、金利を下げるぐらいでは、これは助けられません。よって、この発議第2号に対しましては反対とさせていただきます。討論を終わります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番、翔の会の安藤でございます。

現在、提出されております意見書に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの篠田議員の質問の中に、金利引き下げだけで多重債務者の解消が図れるのかと。そういった目的が達成できるのかと。それから、貸金業法、質屋営業法等においても、そもそも

法律が制定された目的があったはずであるといった御意見、御質問がありました。金利を下げるということで、金利負担を軽くするという目的は非常に必要なことであろうと考えております。先ほどの質問の中にありましたいろいろな目的ということを考えますと、例えば古いところではアメリカ合衆国における禁酒法というのがありまして、禁酒法をつくったばかりに、やみの酒が出回って、結局目的ができなかったと。廃止されたというような例もございますけれども、これはどちらかというところ、お酒の好きな方にとっては困ったものでありますが、少なくともそれ以外の多くの方にとっては別にどうでもよかった法律だろうという気がします、この金利の問題につきましては、だれかれ構わず、そもそもお金を借りたということがあればかかってくるものです。

金利を下げることと多重債務者の解消というものが直接結びつくかということ、若干疑問な点はないではありません。先ほどの桜木議員の反対討論の中にもありましたように、下げたからといって多重債務の問題が即解決するということと直接結びつくことはないことは、およそ理解できます。がしかし、この金利の上限を制限するということは、それによって適正な貸し出しの措置を貸す側がとるための一つの理由づけになるはずだということと、それから利息を返済可能な限度まで制限をすることは、最終的には借りる側にもある程度の責任を感じるように持っていけることではないかと思えます。高ければ借りないとか、安ければ安易に借りるということではなく、借りれば返すという意識にもなってくるだろうと思えます。

さらに、そもそもこういった制限があるということは、自由に金利を設定できるということにしておきますと、借りる側にとっても将来的な負担がふえていく。ふえていくことによって、経済的な損失がまた起きるわけですね。先ほど、利息の制限をもっと上げたらいいんじゃないかという話もありましたけれども、上げることによって利益を得るのは貸す側であると。しかしながら、貸す側の利益だけを追求していくと、要は借りる側にとっては当然不利益になってきますので、最終的には経済的な損失が双方に生まれてくるだろうということは考えられるわけですね。ですから、貸す側も貸し出しやすくする、借りる側も借りて返しやすくするというようにして、この資金の循環がうまくいくようにしておけば、それがこそ経済の発展につながっていくだろうと考えられるわけですね。ですから、金利を下げることによって、循環がうまく図られるのであれば、これは双方にとって利益になると考えられるわけでありまして、この金利の引き下げというものを求めるのは当然であろうというふうに考えるわけでありまして。

今のお話にも、どうもいろいろと御理解をいただけないところもあるようでありますけれども、そもそも金利が高いということになりますと、これは借りる側に明らかに不利益なんです。これも先ほどから申し上げているとおりでありまして、返しやすくすることで金銭の循環をよくしていくという、これにもなっていくだろうというのが一つの僕の立場であります。この趣旨には、利息制限法まで金利を下げることによって多重債務者を防ぐということが述べ

られておりますけれども、それも結果的にはそうなるだろうというふうに考えておりますので、金利の引き下げについては先ほどの質問、それから反対討論の中にもありましたような点は当たらないというふうに考えまして、この意見書に対する賛成討論といたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番 若園五郎、翔の会。

議長の発言の許可を得ましたので、反対の立場から討論をさせていただきます。

日本経済、世界経済に通じる住友UFJですけれども、金を日本一持っています。世界で4番目の大きな金を貯蓄しておる中で、こういう貸し金にも大きな金が流れているんですね。その中で、世界経済と日本経済が回っているわけです。そういう中の、今言っている自民党が反対するには、中に深いものがあり、そういう大きい銀行もそういうところで金を貸して世界を回して、経済が運営して今景気がよくなっていることとございます。借りる、借りんの問題は個々の問題で、やっぱり力がある人間が借りないかんのであって、力のない人は借りて金利が返済できないということは非常に問題がありますけれども、今言っている日本経済の大きな流れの中で、そういう大きい銀行ともこういう資金を動かしていることが底辺にありますので、今回のこの金利の引き下げについては反対の討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書を松野藤四郎議員が出されました。これは、私、議会運営委員長を仰せつかっておりますので、議会運営委員会へその処理につきまして提出されておりますので、議会運営委員会としては、先ほどの賛成討論、反対討論の中でいろいろ意見は出ております。一長一短はあります。しかし、日本は法治国家です。民法、刑法があります。刑法は悪質な場合、刑法が適用されてくるということでありまして、その前に民法があるわけです。民法とは道徳的な見地に立って、道徳違反をした場合は民法で処理すると。だから、上限制限法があるということは、最低常識の法律が、上限制定法が適用されます。それを乗り越えていくのが灰色の金利なんです。その灰色の金利をうまく利用して、金融業が延々と金儲けをやっておる。その範囲を適用するということは刑事罰に入ってくるわけです。だから、私は弱い者いじめをするような人、弱い人は救わんでもいいと。借りる方が悪いんだと。それも一長一短あると思うんですね。なら、弱者を救済する必要はないんじゃないかと。私は、そういう世の中を築いてはいけないと思うんです。

だから、日本が法治国家である以上、利息制限法の範囲内はやむを得ませんが、それ以上の

金利を取る金利は絶対に許してはならない、私はそういう理念です。だから議会運営委員会に諮られたときにも、いろいろ意見はありますが、この委員会としては受理するという方向は、決してこの意見書の中身は総合的に判断して悪い意見書ではないので、とにかく最後の議決は一人ひとりの御自由であるけれども、賢明な御判断でひとつ可能な限り御賛同いただけるようお願いしたいなということで私は締めたつもりでございますので、そういう意味から判断しても、ぜひとも議員の方が弱い人救済のために、ひとつ賢明な御判断の上に賛成をしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野でございます。

今、賛成討論の中に刑法の話と、それから民法の話が出てきました。いわゆる公法と私法の解釈の点がありまして、賛成論の中に、公法、私法の取り扱いの間違いということで賛成されたのでは、これはとてもたまったものではありませんので、まずそこに第1点があります。

それから、ここの意見書の中に、自己破産、夜逃げ、一家離散、自殺、強盗殺人というのが記載されておりますけれども、刑法白書によりますと、いわゆるこの貸金業によって自己破産、夜逃げ、離散したというパーセントは非常に少ないです。ですから、この文面から見ますと、やはり正確に刑事白書なら刑事白書、そういうものをきちっと理解していただいて書いていただくということと、それから賛成していただくときは、公法、私法、この辺をきちっと精査していただいて論戦をしていただきますと非常に理解に苦しみますので、この点から反対とさせていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺でございます。

出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

私もサラ金の被害に遭った方の相談に乗っております。その方たちは、パチンコや競輪でお金を使ったという方もたくさんお見えになります。そういう人たちについては、そういう生活態度を更生させながら話をしていくということをしてしております。なぜそういうところにはまっていたかということではありますが、安易に借りられるところがあって手を出してしまう。それは自分の弱さもあるわけでございます。無人の窓口で、免許証一つでお金が借りられるという制度になっております。そういう制度は、こういう高金利を許す法律の根拠があって取り締

まれないというところに原因があると思います。私の経験する相談したのは、そういうサラ金の被害に遭った方のグループがありまして、被害に遭った方がそこへ行く。その相談相手は、そこから抜け出て、自分の生活も直って更生した人と相談しながら、どうそこから立ち直っていくかということ相談しながら抜け出した人がたくさんお見えになります。そういうこともやっておりますけれども、しかしそういうところにはまっていく制度をなくすという点で、こういう高金利の貸金業者を取り締まるということが必要だということで、この意見書に賛成をいたします。

反対討論の中で、緊急にお金が必要なときにどうするかと、こういうところがあって助かってお金を準備できてよかったという御意見があって、これも必要だという意見がございました。私はそういう場合は、市とか公的なところが安く簡易に借りられるという窓口をつくる必要があると思います。今瑞穂市でも、社会福祉協議会という緊急に貸していただくというところがありますし、瑞穂市でもそういうことで、緊急で小口でお金を貸すという制度を設けながらこういう被害を助けていくということもしていく必要があるのではないかとということも一言意見としてつけ加えておきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） これで、討論なしと認めます。

これから発議第2号出資法等の改正で上限金利の引下げ等を求める意見書についてを採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立少数であります。したがって、発議第2号は否決されました。

日程第13 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、発議第3号道路特定財源制度の見直しに関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野でございます。

各議員の方々に前もって配付させていただきました道路特定財源制度の見直しに関する意見書について。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただきました。

これにつきましては、要点は文面を見ていただきますとよくおわかりになると思いますが、これも平成17年度9月議会で一度可決されております。けれども、もう一たび重ねてこれを提

出させていただいたのには、やはり今の社会情勢を見ておりますと、この道路特定財源のお金を一番簡単に集められるところということになります。というのは、道路財源、ガソリン税、軽油引取税、それから車両重量税、車両取得税ということで、非常にお金を取りやすいと。それから、モータリゼーションの発達によりまして、今一家に1台の時代がまさに終わろうとしているために、いわゆる自動車を使用される方から、何もいろいろな説明なくして税金を取れるということで、これを一般財源に回されますと、いわゆる車を御使用になっている受益者負担で道路がつかれない、または道路が修理できないというようなところが出てくるという可能性も大ですし、またこの特定財源を一般にさせていただきますと、これから問題になってくるであろう京都議定書の中にありますCO₂削減の研究費用とか、そういうのにも使っていただけるようにしていただければ、これもやはり道路に関するということで、非常に有意義に、支払われた財源が生きてくるということで、再度重要な案件ですので出させていただきますので、各議員の皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） これで、趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は本決議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、道路特定財源の現状ですけれども、国の分だけでも3.5兆円、地方の分を含めると5兆8,000億円あるのが現状ですけれども、そもそも道路特定財源ができた1953年当時の状況はどうであったかということをも振り返ってみますと、大体道路の舗装率も5%しかなかった。そういう中で、やはりどうやって社会設備を向上させていくかというようなことで導入されたということがあると思うんですけれども、実際問題、今日の舗装率だけをとらえれば96%ぐら

いになってきておる。そして道路特定財源は、基本的には道路関連にしか利用できないというような総枠がございます。

実際、あまり勉強できなかったんですけども、国の予算の05年と06年度の道路予算と特定財源の税収とを比較をしてみたんですけども、05年度特別会計で2兆9,861億円、一般会計で5,772億円、合計で3兆5,633億円。06年度では特別会計で2兆8,866億円、一般会計で6,091億円、合計で3兆4,957億円。そのうち一般財源化が、06年度では472億円回されておりますので、合計で3兆5,429億円あるわけなんですけれども、この道路予算の中で注目をしてみたんですけども、例えば道路整備がございます。これで、05年が1兆6,985億円、06年が1兆6,105億円あるんですけども、問題はこのうちの直轄高速道路分に充てる予算がございます。これは05年に道路公団が民営化をされているということで、公団が建設をやめるとみられる不採算の高速道路を国と地方が3対1の割合で負担して建設を続けていくというふうな立場で、国が05年で1,712億円、それから06年で1,704億円あるわけなんですけれども、そういう採算の見込みのないような高速道路の整備というものにそういう金を、めどもなしに、当てどもなしに野放図につぎ込んでいくというふうなことでいいのかどうか、この点をチェックしていかなきゃいけない。まさに、むだな公共事業の典型ではないのかということなんです。そういうお金が道路特定財源から使われていくということ。

さらに、一つの例ですけども、一般会計の方で注目をしてみたんですが、要するに本州四国連絡橋公団というのがありますね。これで、債務が3兆500億円あるんですね。この本四連絡橋公団の債務処理に、05年で4,829億円、06年で4,522億円が出されておる。要するに、本四公団の借金のうちの1.3兆円を一般会計に移して道路特定財源をつぎ込んで返済をしていくということなんです。これは、06年度で終了する。つまり、07年度では大幅な財源の余りが出てくるということがあるわけですね。ですから、そういう意味においても道路特定財源自体の内容を見直さなければいけない問題が出てくるんです。

ですから、率直に申し上げまして、お金が余っても道路特定財源、道路関連にしか使えない。いわゆる小泉改革の中で道路関連ということいろいろあります。ETCの普及促進だとか、情報システム活用、交通円滑化、自律的移動支援、電信柱を地中に埋めるもの、そういうことも含めて予算化を05年ではしております。そのほかには、建築物の耐震改修等に100億円、特定財源から一般会計の方に向けられておる。言い出せばいろいろ中身はあるんですけども、要するに結論的に言うなれば、道路特定財源が余っても道路特定財源に使われる。その使われる中身についても非常にむだな公共事業、国民のためにならないところに使われていくということですね。

それはやっぱり枠を撤廃して、朝もありましたけれども、老年者控除を排除していくとか、あるいは年金生活者の控除を削っていくだとかいうようなことはどんどん片一方でな

されておるわけですから、先ほど安藤議員もおっしゃっておられましたけれども、取って払う方、取って減らしたけれども、逆に今度はそこで生活する国民の立場から見たときに、それが実際どういう役割を持つのかという全体的な立場から考えなければ。やっぱり国民全体が幸せになる、とりわけ社会の弱い人たちが幸せになる、そういう社会システムをどうつくるかと。そういう社会システムをつくるために、国民から取り上げた税金をどう還元していくかというような税制の問題、あるいは金融政策の問題のスタンスの問題だと思うんですね。

先ほどのサラ金の問題でも、私も微力ながら一緒に簡易裁判所の特定調停の場にも同席をしながら、あるいはやみ金業者と直接的におどされながらやっております。本当に神経が疲れます。しかしながら、やっぱりこの問題でもどちらの立場に立つか。もう本当に浪費をする人も中にはいます。けれども、そういう人の方が少ない。何らかのいろんな事情があるんです。だから支払い能力がない人に、それでも貸すサラ金、そしてそれを認めている国家というようなことが問題なんですね、過剰融資をすとか。だから、そういうシステム自体がだれの立場でつくられているのかと。そういうところには2%以下で貸す、普通預金の利子は0.001%という状況になっている。

これは、前の終わったことですが、関連するんです。ちょっとウイングを広げて社会全体の中でだれの立場でさまざまな問題を考えるか。どういうスタンスに立つかという問題で、先ほど発言をしませんでしたので、ちょっと申しわけなかったですが、翼を広げまして、関連して発言をさせていただいたわけでありまして、そういう意味でこの道路特定財源というのは、やはり一般財源化をして、本当に地方分権が進むならば、その中できちっと身近な道路にそのお金を充てるように主体性を持ってやればできる話だ。それを、道路特定財源の枠があるからできるという問題ではないと思います。じゃあ具体的には地方の道路関係の予算がどうなっているのか。ふえているのか。減っていれば補助金カットされているんじゃないのかという事実を直視しながら考えていかなければいけない問題ではないかというふうに思いますので、ちょっと話が広がりましたけれども、この辺で終わらせていただきたいと思います。失礼いたしました。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 議席番号2番、会派翔の会所属、篠田でございます。

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

この発議第3号道路特定財源制度の見直しに関する意見書について、まさしくこの文言を読んでいきますときに、先ほど反対討論の中にありました全体の道路財源を見たときにというお言葉がありましたが、今回この瑞穂市議会が採決をしようとしているこの意見書の中にあるの

は、瑞穂市の安心・安全なまちづくりを考え道路整備、まだまだ立ちおくれた部分があるのではないかと。例えば穂積駅前南側の穂積停車場線等のバリアフリー化工事、マウントアップ解消等を見たときに、市民の皆様の意見の中にこういう声を聞きます。段差解消により安全に歩けるようになったね。道路と歩道との色分けにより、よくよくわかるようになって注意喚起になったね、そういう声を多数聞きます。であるとするのであれば、これを一般財源化することなく、きちっと地方における道路整備を考え、道路といいますと車道等が中心に思われますが、これからの時代においては歩道等にも重点を置いて、まだまだやっていく必要があると思えば、この意見書については全面的に賛成の立場で討論をさせていただきました。以上でございます。議長（藤橋礼治君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

道路特定財源制度の見直しに関する意見書に、反対の立場から討論をさせていただきます。

趣旨説明の中にはCO₂削減に係る件、それから受益者負担という言葉が出てまいりました。それから、賛成の御意見の中には、また今後も道路整備に必要な財源は確保すべきであるという御意見もありました。いずれも感覚としてはわからないわけではありません。がしかし、例えば、これは先ほどの賛成討論に助け船を出すような話であります。歩行者もそういう意味では道路の受益を得ているわけでありまして、自動車だけが特別受益を受けているわけではないということにはなるわけですが、しかしながらこの道路特定財源そのものが、先ほど西岡議員の発言の中にもありましたように、必要な財源、必要な金額を超えて徴収されているという事実はあるわけでありまして、それから、さきの内閣の中におきましては、母屋でおかゆをすすって、離れですき焼きを食べているんだというような発言があるくらい、一般財源と特別財源の間に著しい不均衡があるということも事実であります。さらにこれから先、社会保障費に対しての一般財源からの補てんはふえていくということがありまして、そういったことを考えてみましても、この道路特定財源を特に堅持していかなきゃならない理由ももしかしたらなくなってくるのではないかと。一般財源と、それから特定財源との間の均衡を図る上にも、この特定財源としてのあり方を見直していく必要があるのではないかとというふうに考えるわけでありまして、

また、現在の小泉内閣が最初に掲げたものは聖域なき構造改革ということでありまして、これには税制のあり方についても踏み込んでいるわけでありまして、その中にありまして、この道路特定財源だけを堅持せよということを求める意見書は果たしていかなものかというふうに思えるところであります。今後、税制（国税）のあり方を考えていく上においては、この特定財源の見直し全部を含めて行われていくであろうし、行われていくべきであろうというふうに考えますので、ここで提出をされております特定財源を現時点残せというこの意見については、

反対の立場で討論をいたします。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号道路特定財源制度の見直しに関する意見書についてを採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第3号は可決されました。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によってお手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（藤橋礼治君） 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題とします。

文教常任委員長から、会議規則第104条の規定によってお手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、若園五朗君ほか3名から、発議第4号出資法人に関する特別委員会設置決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第4号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議席番号3番 若園五朗です。翔の会。

議長より発言の許可を得ましたので、出資法人に関する特別委員会の設置決議の案を提出させていただきます。

提出者、若園五朗、賛成者、小寺徹議員、広瀬時男議員、広瀬捨男議員から、提出者と賛成者3名により出させていただきます。

内容でございますけれども、特別委員会の設置決議に関する内容は次のとおりです。

出資法人に関する特別委員会設置決議。次のとおり、出資法人に関する特別委員会を設置するものとする。1．名称、出資法人に関する特別委員会。2として設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3．事件、瑞穂市土地開発公社、財団法人瑞穂市施設管理公社及びみずほ公共サービス株式会社の経営等の状況。4．目的、地方自治法第221条第3項に規定する市の出資法人について、住民の負担にかかる税金が目的どおりに使われているかどうかを監視する意味において、その経営等の状況を調査する。5．委員の定数、5人以上10人以下。提出の理由、上記の目的により出資法人に関する特別委員会の設置を求める決議を提出するものである。

各議員の協力を得て、議決をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号出資法人に関する特別委員会設置決議についてを採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議第4号出資法人に関する特別委員会設置決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、出資法人に関する特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、出資法人に関する特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 出資法人に関する特別委員会委員の選任

議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、出資法人に関する特別委員会委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後0時28分

再開 午後0時38分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は17人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。出資法人に関する特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、澤井幸一君、星川睦枝君、広瀬捨男君、山本訓男君、小寺徹君、桜木ゆう子君、松野藤四郎君、熊谷祐子君、広瀬時男君、若園五朗君。この10人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、出資法人に関する特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、出資法人に関する特別委員会委員の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。出資法人に関する特別委員会委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時40分

再開 午後0時46分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は17人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

出資法人に関する特別委員会の委員長には、広瀬捨男君、副委員長には小寺徹君が決定しましたので御報告します。

出資法人に関する特別委員会の委員長から、会議規則第104条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。出資法人に関する特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成18年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会 午後0時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年6月9日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

新議長 藤橋礼治

副議長 星川睦枝

議員 小川勝範

議員 小寺徹